

【多世代住宅支援補助金交付申請のための提出書類の確認表 同解説版(令和4年度版)】							日付		通番	R4ー
提出書類 ※証明書類等は写しの提出でも可能とします。			確認欄			解説				
			同居	隣居	近居					
1	交付申請書兼実績報告書(別記様式) ※建物本体の工事、売買の完了後(領収書の日付から)6か月を過ぎた場合、申請は受付できません		☐	☐	☐	補助金交付対象者は申請者となります。また、申請者は補助対象建物の建築主である必要があります。 申請書提出から5年間経過する前に多世代での居住を解消した場合、補助金の返還を求める場合があります。				
2	位置図		☐	☐	☐	同居:補助対象建物の位置図が必要です。 隣居:補助対象建物及び隣接した住宅等又は隣戸の位置図が必要です。 近居:補助対象建物及び半径2km以内の住宅等の位置図が必要です。				
3	建築基準法に基づく検査済証		☐	☐	☐	補助対象建物がリフォーム以外の場合は提出してください。				
4	設計図(配置図、平面図)		☐	☐	☐	確認申請書等の図面を提出してください。 リフォームの場合、対象部分の改修前後の状況が分かる図面があれば提出してください。				
5	補助対象事業内容が確認できる写真		☐	☐	☐	リフォームの場合は、対象部分の改修前後の状況がわかる写真を提出してください。 耐震・空き屋加算をする場合、除去する建物の解体前後の建物の写真を提出してください。その他の場合は、3の検査済証があれば提出は不要です。				
6	契約書及び領収書		☐	☐	☐	補助対象建物については、契約者が申請者である必要があります。補助対象事業の内容が分かるものを提出してください。 領収書は建物代金の支払分、全てが必要です(ローン契約書等は不可)。 リフォームの場合は、改修内容がわかる内訳明細書を提出してください。 耐震・空き家加算をする場合、除却または取得の契約日が分かるものを提出してください。				
7	登記事項全部証明書	補助対象建物	☐	☐	☐	申請者が所有者である必要があります。				
8		隣接した住宅等又は隣戸		☐		補助対象建物に隣接した住宅等であることが条件となります。また、申請者の直系血族若しくはその配偶者、又は申請者の配偶者の直系血族が所有しており、かつ、居住していることが条件となります。				
9		補助対象建物の土地			☐	申請者が相続、遺贈、贈与等によらずに土地を取得していること、申請者の持分が1／2以上であることが条件となります。				
10		半径2km以内の住宅等			☐	補助対象建物の半径2km以内の住宅等であることが条件となります。また、申請者の直系血族若しくはその配偶者、又は申請者の配偶者の直系血族が所有しており、かつ、居住していることが条件となります。				
11	戸籍謄本 ※同居の場合で構成員全てが同一世帯であり、全員の続柄が記載された住民票が取得できる場合は不要		☐	☐	☐	多世代を構成する者のうち、一番年齢の低い方が記載された戸籍(例:三世代の場合は小学生以下の子が記載された戸籍謄本、二世代の場合は75歳以上の方が記載された戸籍)を添付してください。ただし、祖父母と孫の2世代の場合等、1部の戸籍謄本で多世代の構成員の氏名がすべて記載されない場合はその親等の戸籍が必要となる場合があります。				
12	住民票(別記様式の同意がない場合)		☐	☐	☐	3世代の場合は小学校終了前の子が、2世代の場合は75歳以上の者がいる必要があります。 構成員全員が把握できる本籍、続柄が記載された住民票が必要です(同一世帯でない場合、世帯ごとに複数取得する必要があります)また、マイナンバーの記載のない住民票としてください。				
13	納税証明書(完納証明書)(別記様式の同意がない場合)		☐	☐	☐	申請者に市税の滞納がないことが条件になります。				
14	除却する住宅等の耐震診断書(耐震加算をする場合)		☐	☐	☐	安城市の指定する耐震診断または民間業者での耐震診断を実施しており、判定値1.0未満となっている必要があります。 診断書原本の提示でも可能とします。診断書を紛失した場合は、診断の申込者及び申込の年月をお伝えください。 耐震診断を実施した日と除却の契約日が同一年度である場合、加算の対象外となります。				
15	委任状		☐	☐	☐	多世代の構成員以外が書類の提出をする場合は委任状(任意様式)を添付してください。				

※所有および取得とは、共有部分1／2以上であることを指します。

※下記について必ず確認した上で補助金申請を行ってください。

☐申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。

☐市街化調整区域での建築(新築・増築・リフォーム等)の場合、都市計画法上の要件により補助が受けられない場合があります。

☐この補助金は令和5年3月31日をもって終了予定です。令和5年4月以降、補助制度の有無は未定となっております。ご了承ください。